

## 衆議院総選挙、いよいよ本番

8月18日公示、8月30日投票。即日開票、結果は・・・

### 二段ベットの夜間宿所がり、生活保護の活用で豊かへ

#### 政権交代なるか、歴史的選挙にあなたはどうか参加する?????

#### 投票の可能性を追求しましょう

選挙による政権交代が実現するかどうかという、注目の衆議院選挙が公示され、いよいよ選挙戦に突入、賑やかな日が続きそうです。

選挙といえば投票ですが、釜ヶ崎ではスナリと投票できない人も多い。それは、選挙人名簿と住民基本台帳が連動している制度上の不備のせいです。住民基本台帳に記載していても、3ヶ月単位で転居し続けると投票することはできません。

せん。引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に記載された人が選挙人名簿に登録されることになっているからです。

定額給付金を受け取るために、住所を確認したり、住民票を新たに設定した人も多いことでしょう。定額給付金を受け取れた人、あるいは今手続き中の人は、概ね投票できる人であると思いますが、どこで投票できるかは、住民票の異動状況が関係しますので、左の表を見て、判断してください。

大阪府は「投票案内状」を住民票の住所へ送っています

平成21年8月30日執行衆議院議員総選挙において

投票日当日投票できる方の範囲

お住まいの区の住民基本台帳に記録されている方で、次の要件に該当する方

〔年齢要件〕

平成元年8月31日までに生まれた方

〔住所要件〕

平成21年5月17日までに大阪市内へ転入し、その届出をした方

#### 住所移転をされた方の投票

##### ●市外から転入した方

転入届出日	投票場所	備考
5月17日以前	当該区	
5月18日以降	前住所地	前住所地の名簿に登録されている必要があります。

##### ●市内で移動した方

新区への転入届出日	投票場所	備考
7月21日以前	新区	旧区の名簿に登録されていた必要があります。
7月22日以降	旧区	旧区の名簿に登録されている必要があります。

##### ●区内で転居した方

転居届出日	投票場所	備考
7月21日以前	新投票区	当該区の名簿に登録されている必要があります。
7月22日以降	旧投票区	

##### ●市外へ転出した方

転出異動日	投票場所	備考
4月29日以前	転出先住所地	5月17日までに転出先へ転入届をしている必要があります。
4月30日以降	当該区	当該区の名簿に登録されている必要があります。なお、5月17日までに転出先へ転入届をした方は、転出先住所地で投票することになります。

が、それを受け取ることが出来ない人でも、住民票（選挙人名簿）が確認できれば、期日前投票や投票日当日、投票所で投票することが出来ます。

投票できる状態にある人は、投票する政党・投票に値する立候補者を選ぶことになりませんが、何を基準に選ぶべきでしょうか。最近の経験では、短い時間でおこなわれる街頭演説はあまり参考にならないように思えます。名前の連呼、売り込みが主です。

センターでも連日、マイクを使つての名調子の演説が聞かれますが、内容はどうでしょうか。

「社会保険料の天引きをするNPO事業所は、人夫出し・手配師より悪い」。毎日、あの自信たつぷりの名調子を聞いている、「そんなものか」という気になります。

しかし、社会保険料や税金の天引きは、「天引き制度」というぐらいいですから、法制度の問題で、法に従って天引きする事業所の責任を問うのは筋違いです。これは、誰でも知っている社会常識だと思えます。また、もともと違法な人夫出し・手配師が、法に定められた天引きをしないからといってほめられる筋合いではないことも明らかです。

内容は誤りであるのに、毎日、繰り返し、自信たつぷりの名調子を聞いていると、正しいことを演説しているような気がするから不思議です。これは、説得ではなく「洗脳」といわれるものです。

選挙演説も、「洗脳」型が多いようです。中身の吟味が大切です。

西成労働福祉センター・労働福祉係が配布中のビラ紹介。  
定額給付金の申請をされていない方にお知らせをします。(定額給付金の申請期限は、大阪市は11月2日です。また、大阪市以外の市町村については、もう少し早いと思われると思います。)

### 「定額給付金の取扱い」のおしらせ。

西成労働福祉センターでは、定額給付金申請の相談および保管については、9月30日(水)までとします。

また、9月30日(水)以前に、西成労働福祉センターに届いている定額給付金申請書については、すべて大阪市および各市町村へ返送をいたします。

10月1日(木)以降は、定額給付金の申請書を預かることができませんのでご注意ください。

10月1日(木)以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。

西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所(市更相)は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。「手引き書—生活保護は怖くない」(無料配布中)

不動産屋さん紹介(気軽に相談を。しかし、真剣に)

※ 双葉商事さん(電話06-6561-4392)

鶴見橋商店街の奥(西の端)。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん(電話06-6658-8888)

26号線花園交差点、イズミヤの南6~7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物(部屋)を2~3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。